

# 令和 8 年度奈良県立高等学校入学者 インクルーシブ教育推進特別選抜実施要項

令和 8 年度奈良県立高等学校入学者インクルーシブ教育推進特別選抜については、この要項に基づき、奈良県立高等学校入学者一次選抜と合わせて実施します。

## 1 応募資格

応募資格は、一次選抜実施要項 **1 応募資格** (1) に定める資格を有する者で、かつ、以下の状況が全て当てはまるもの

- ・肢体不自由があり、自筆記入による回答が困難である者、かつ特別な支援機器等によっても、学力検査受検において表現活動が著しく困難であるため、特別な検査が必要であると奈良県教育委員会が認めた者
- ・医療的ケア児等で、自力通学が著しく困難である者

## 2 インクルーシブ教育推進特別選抜を実施する高等学校

志願者の在籍中学校長及び当該市町村教育委員会と奈良県教育委員会が十分な相談のうえで決定した全日制課程の高等学校

## 3 募集人員

一次選抜実施要項 **3 募集人員** によります。ただし、インクルーシブ教育推進特別選抜による合格者数と一次選抜による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

## 4 出願の制限

- (1) 第一出願期間に出願する高等学校を第 1 希望校とし、出願は 1 校 1 学科（コース）に限ります。
- (2) 第一出願期間に出願した者に限り、第二出願期間にも出願することができます。第二出願期間に出願する高等学校を第 2 希望校とし、出願は 1 校 1 学科（コース）に限ります。ただし、第二出願期間に出願できる学科（コース）は、第一出願期間における出願者数が募集人員に満たない上記 **2** の学科（コース）に限ります。
- (3) 順位を付けて 2（3）学科（コース）まで志願することのできる高等学校については、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (4) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜への出願者は、出願することができません。
- (5) 出願後、志願の取消しはできません。
- (6) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **7** 参照）が必要です。
- (7) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (8) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

## 5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のア及びイのとおりです。

ア 第一出願期間

令和 8 年 2 月 16 日（月）午前 9 時 から 令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 3 時 まで

イ 第二出願期間

令和 8 年 2 月 25 日（水）午前 9 時 から 令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 3 時 まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内に Web 出願システムにより、志願する高等学校長へ出願してく

ださい。

- (3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。
- (4) 志願者は、第1希望校の入学考査料として、2,200円をクレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、PayPay(ペイペイ)によるQRコード決済のいずれかで、第一出願期間内に納入してください。銀行振込の場合、入学考査料の他に別途手数料が必要となります。
- (5) 面接を実施する学科(コース)への志願者は、出願時に「自己アピール文」記入票(様式9)を、Web出願システムにより提出してください。
- (6) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。ダウンロードして、A4判普通紙(白)にモノクロ(白黒)又はカラーで印刷してください。
- (7) 納入された入学考査料の返還は行いません。
- (8) インクルーシブ教育推進特別選抜入学志願資格承認申請書(様式20)に必要な書類を添え、令和7年9月30日(火)までに奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- (9) 志願者は、インクルーシブ教育推進特別選抜入学志願資格承認申請書(様式20)をWeb出願システムにより提出してください。

## 6 調査書等の提出

調査書等の提出は、一次選抜実施要項6調査書等の提出に準じます。

## 7 検 査

- (1) 検査は、令和8年3月4日(水)に、出願した第1希望の高等学校で実施します。日程等の詳細については、別途通知します。
- (2) 検査は、国語、数学及び英語の口頭試問(各50点満点)並びに一次選抜で第1希望校において学校独自検査(面接)を実施する学科(コース)においては面接を実施します。各高等学校・学科(コース)で実施する検査の種類は、「**入学者選抜概要**」に示すとおりです。
- (3) インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により検査を欠席した者を対象に、追検査を実施します。(23、24ページ参照)

## 8 入学者の選抜

選抜に当たっては、調査書成績、口頭試問及び面接の結果に基づいて、合否を判定してください。

## 9 合 格 発 表

令和8年3月13日(金)14時に、Web出願システムにより本人に通知します。

## 10 そ の 他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、当該高等学校長に連絡を取り、欠席届(様式8)をWeb出願システムにより速やかに提出してください。**4 出願の制限**(2)により2校に出願する場合は、まず検査会場となる第1希望校に連絡を取り、その後欠席届(様式8)を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web出願システムにより速やかに提出してください。なお、追検査を希望する場合は、追検査申請書(様式18)とそれに関わる書類(23ページ参照)を、第1希望校及び第2希望校のどちらにも、Web出願システムにより提出してください。
- (2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。
- (3) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、進学先の高等学校長に提出してください。
- (4) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。